

火災保険改定のご案内

火災保険の始期日が2021年1月1日以降となるご契約から、以下の改定を行いますので、ご案内します。このご案内は改定概要を説明したものです。詳細の内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご確認ください。

1. 破損・汚損損害等補償特約の販売

火災保険に付帯する特約として、「破損・汚損損害等補償特約」を販売します。

■補償内容の概要

基本補償で補償する事故以外で保険の対象となる建物、家財のそれぞれに発生する不測かつ突発的な事故によって発生した損害に対して保険金をお支払いします。(※1)

なお、お支払いする保険金は保険金額を限度に損害額から免責金額(自己負担額)(※2)を差し引いた額となります。(※3)

(※1)家財の補償は、基本補償に家財が含まれている場合のみ付帯可能です。

(※2)基本補償で設定した免責金額と同額。なお、基本補償の免責金額が0円の場合は3万円となります。

(※3)損害額が再調達価額(再築したり、再取得するために必要な額)の80%以上の場合は免責金額は差し引かれません。

■保険料水準

1年一括払の場合の特約保険料(全国一律)

保険の対象	特約保険料
マンション・M構造(建物保険金額1,000万円)	456円
木造戸建て・H構造(建物保険金額2,000万円)	912円

■保険金をお支払いできない主な場合

家財については、以下のものは対象外となります。

- ①義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ②腕時計、懐中時計その他これらに類する物およびこれらの付属品
- ③携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ④ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器、携帯式ゲーム機およびこれらの付属品
- ⑤ラジオコントロール模型およびその付属品
- ⑥自動車以外の車両およびその付属品
- ⑦雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑧ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品

2. 構造級別の判定方法の改定

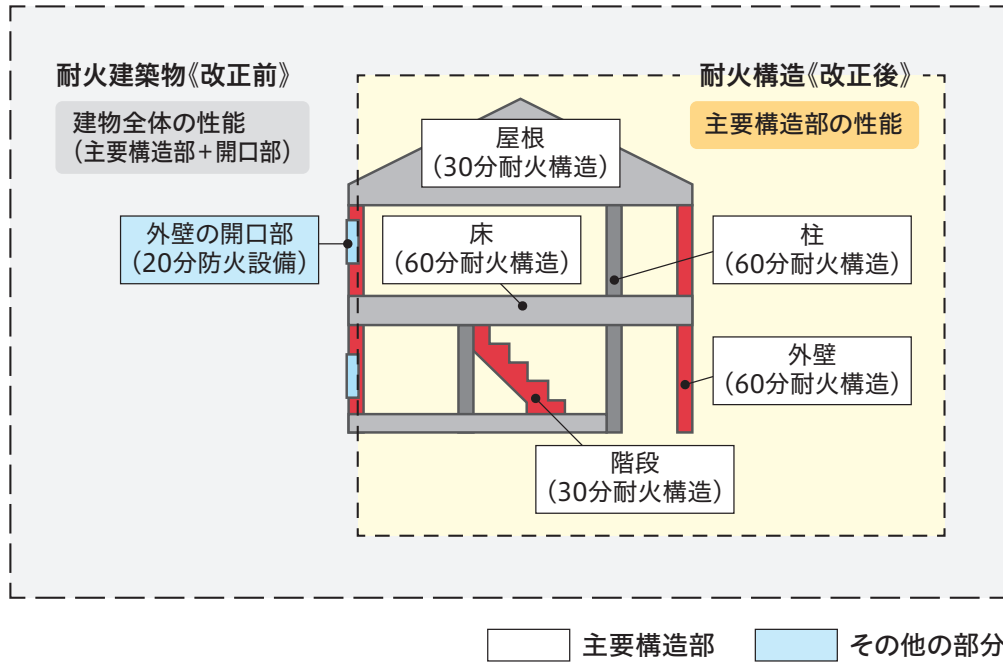
2019年6月25日に施行された改正後の建築基準法により、下図の通り、防火地域・準防火地域に建てられる建築物の構造の判定方法が変更されました。

これに伴い、変更後の判定方法を適用します。

■防火地域・準防火地域で建築する際の条件

改正前	改正後
主要構造部+開口部の性能が基準 (耐火建築物・準耐火建築物)	→ 主要構造部の性能が基準 (耐火建築物・準耐火建築物である必要がなくなった)

〈耐火建築物の例〉



■ 改定後の構造級別の判定方法

下表の青字部分が今回の改定で追加となります。

構造級別	建物の構造
M構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する共同住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート造建物 ・コンクリートブロック造建物 ・れんが造建物 ・石造建物 ● 耐火建築物の共同住宅 ● 耐火構造建築物の共同住宅 ● 主要構造部が耐火構造の共同住宅 ● 主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物の共同住宅
T構造	<p>M構造に該当しない次のいずれかに該当する建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する建物 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート造建物 ・コンクリートブロック造建物 ・れんが造建物 ・石造建物 ・鉄骨造建物 ● 耐火建築物 ● 耐火構造建築物 ● 準耐火建築物 ● 特定避難時間倒壊等防止建築物 ● 省令準耐火建物 ● 主要構造部が耐火構造の建物 ● 主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物 ● 主要構造部が準耐火構造の建物 ● 主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物
H構造	<p>M構造およびT構造に該当しない建物 (M構造およびT構造の確認ができない建物を含みます)</p>

3. 保険料・割引制度の改定

(1) 保険料率の改定

2018年度の大規模災害(風水災)による支払保険金の増加を受け、損害保険料率算出機構は、2018年に引続き、2019年10月に参考純率(*1)を引き上げました。

この参考純率改定を受け、当社の料率(保険料)を改定します。

当社におきましては、「火災、落雷、破裂・爆発」は引下げ、「風災、雹災^{ひょう}、雪災」「水濡れ、外部からの物体の衝突など」は引上げとなる傾向があります。

(*1)参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

(2) 築浅割引の割引率の拡大

リスク実態を踏まえて2021年1月以降始期契約より築浅割引率を以下の通り改定します。

補償内容	改定前	改定後
火災、落雷、破裂・爆発	最大20%	最大33.9%
風災、雹災 ^{ひょう} 、雪災		最大32.1%
水濡れ、外部からの物体の衝突など		最大43.3%